

2026 年度 A-ONE シリーズ SL カートミーティング 特別規則書

2026 年 A-ONE シリーズ SL カートミーティング

特別規則書

本大会は、国際自動車連盟（FIA）国際モータースポーツ競技規則と国際カート規則、それに準拠した

JAF 国内競技規則、JAF 国内カート競技規則および本大会特別規則書とその付則また、
2026 年度 SL カートミーティング規則書・車両規定に従って開催される。

第 1 章大会開催に関する事項

第 1 条競技会の名称

2026 年 A-ONE シリーズ SL カートミーティング

第 2 条競技種目

第 1 種競技車両によるスプリントレース

リブレ競技車両によるスプリントレース

第 3 条競技会の格式

クローズド

第 4 条開催場所及び日程

開催場所：

A-ONE サーキット

SL カートミーティング開催日程（第 1 戰以降は暫定）

- | | |
|-------------|-------|
| 1. 2月 15 日 | 第 1 戰 |
| 2. 4月 19 日 | 第 2 戰 |
| 3. 6月 28 日 | 第 3 戰 |
| 4. 8月 30 日 | 第 4 戰 |
| 5. 10月 4 日 | 第 5 戰 |
| 6. 12月 27 日 | 第 6 戰 |

第 5 条オーガナイザー

A-ONE サーキット

第 6 条大会役員

公式通知にて示す

第7条大会事務局

- ①事務局所在地：オーガナイザーに同じ
- ②当日の事務局所在地：開催場所に同じ

第2章競技会参加に関する事項

第10条エントリーの受付

①大会開催1ヶ月前より 1週間前(日曜日)までに開催場所もしくは、大会事務局に所定の用紙に必要事項

を記入し、エントリーフィーと共に持参又は郵送すること。（大会開催1週間前にエントリー受付は終了）

②20歳未満のエントリーの場合は、参加申込用紙の出場承諾書に親権者または保護者による署名、捺印が必要となります。

第11条レース成立

参加台数が3台以上で成立となります。2台以下の場合は、レース不成立となり参加料は返金されます。

第12条レース参加に必要な傷害保険への加入義務

SLカートミーティングへの参加には、SL保険（SLO安全協力会）への加入が義務付けられます。

第13条エントリーフィー

SS ¥14,000

※ 本規則書に記載された申込締切日以降に、当該レースへのエントリーを希望するものは、本大会事務局に対し

てその旨を申し出ること。

大会事務局においてエントリーの可否を判断する。本記載の申込締切(事務局必着)以降にエントリー

を受ける場合は、上記金額に加えて2,000円の事務手数料を加算する。

第3章エンジン及びカートに関する事項

第12条参加車両

2026年度SL車両規定に準拠し、かつ2026年SLカートミーティング車両規定の条項を満たしている

カートであること。

第13条自動計測装置

主催者より貸し出された自動計測器を万が一破損、紛失した場合、理由の如何を問わず1個につき

30,000円が主催者より請求される。

第 14 条 シャシー及びタイヤの登録

各クラスレースで使用するシャシー、エンジン及びタイヤは車両申告書に登録済みのものとし、シャシー

1 台、エンジン 1 機、タイヤ(ドライ・レイン)各 1set とする。

スリック及びレインタイヤは破損した場合、技術委員長承認のもとに、各 1 本の交換が認められる。

第 15 条 指定オイル

CIK 公認オイルまたは SLO 公認オイルを指定オイルとする。

第 16 条 最低重量

2026 年 A-ONE SL カートミーティング車両規定に準拠する

第 17 条 ゼッケンナンバー

前後に分かりやすく競技用ゼッケンナンバーを装着することを義務づける。

ゼッケンプレートの色は、白もしくは黄色とする。

ゼッケンナンバーの色は、黒とする。

第 18 条 その他

①乾式クラッチは、クラッチドラムが外れないようなクラッチサポートを必備とする。

第 4 章 競技に関する事項

第 19 条 ブリーフィング

参加全ドライバーは、ブリーフィングに出席しなければならない。ブリーフィングに出席しなかったドライバーのレースへの出走は認めない。

第 20 条 公式練習

参加する全てのドライバーはこの公式練習に参加しなければいけない。但し、ピットアウトしスタートラ

インを通過する前に本コース上で停止した場合も公式練習に参加したものと認める。

各クラス、参加台数が 24 台を超える場合は、2 グループ以上に分けて行う。グループ分けは主催者に

より決定し、ドライバーズブリーフィング終了時までに公式通知にて発表され、これに基づいたグループで走行を行う。

第 21 条 タイムアタック

①全てのクラスにおいて参加ドライバーは、タイムアタックに参加しなければならない。タイムアタックに

参加しない場合には、予選ヒート最後尾スタートとなる。複数台の車両がある場合はゼッケン順に配列される。

②タイムアタックは、ラップタイムを計測する方式で行われる。タイムアタックの計測時間は

5分間とする。

- ③各クラスの参加台数が24台を超えた場合は、2グループ以上に分けて行う。
- ④ドライバーは、タイムアタック中にピットに戻った場合は再トライすることができない。
- ⑤タイムアタック中の計測は、コースイン後にスタートラインを通過したカートに対して全てのラップを計測し、ベストラップのタイムを採用する。
- ⑥⑦で記録したベストラップが同タイムの場合は、当該ドライバーが記録したセカンドラップを採用する。
更に同タイムとなった場合もこれに準ずる。(サードラップタイム以降のタイム)
- ⑦ノータイムの場合はゼッケン順とする。
- ⑧その他の方法で行う場合は公式通知に示す。(不可抗力により①～⑥が採用できない場合)

第22条レースの方法

レースは予選ヒート、決勝ヒートを各1ヒートとし、決勝ヒートの結果により、最終順位を決定する。
台数により予選落ちがある場合、敗者復活戦を行う。この場合、公式通知(ブリーフィング)にて、通知する。

第23条レースシステム

- ①予選ヒート及び決勝ヒートの周回数は公式通知による
- ②予選ヒートのグリッドポジション
タイムアタックで各ドライバーが記録した最速タイムの順番による。
- ③予選のグループ分けと決勝出場者の決定
 - 1)ケースA：
出場台数が24台以下の場合、グループ分けは行わず
予選ヒートの着順にて決勝出場者を決定する。
 - 2)ケースB：
出場台数が25台以上の場合は、予選を2グループ以上に分けて予選ヒートを行う。2グループに分ける場合は、Aグループを公式予選奇数順位、Bグループを偶数順位とし、各グループの上位10台を決勝進出者とし、それ以下の者は敗者復活戦とする。
 - ④決勝ヒート
予選を通過した者で行う。
 - ⑤その他の方法で行う場合は公式通知に示す。

第24条スタート

- ①ローリングは、全周を使用して行うものとする。
- ②ローリング中のショートカットは認めない。
- ③ローリング中の追越し禁止区間は第7コーナーからスタートラインまでとし、かつ第7コーナーから
イエローライン(スタートライン手前25mライン)まではアクセルを全開にしてはならない。
- ④イエローライン(スタートライン手前25mライン)からは、スムーズにアクセルを全開にしな

ければな

らない。

⑤不出走により空席となったグリッドは、他のカートによって埋められてはならずスタートまで維持されな

ければならない。

⑥ローリング開始後ピットインした者、先頭集団に追い越された者、及び競技長より白地に赤の×印の旗 (ボード)で示された者、また、先頭集団に大きく遅れた者は隊列の最後尾につかなければいけない。

⑦上記の事を乱したドライバーには、1周減算とする。

⑧スタート後、先頭のカートが1周するまでに、コントロールラインを超えないカートは、そのレース

に出走することはできない。また、ローリングの先頭車両が7コーナーにさしかかった時点で、ピットか

らの出走を禁止する。

⑨イエローラインからコントロールラインまでに並べられているパイロン間の内側を走行することはできず、

これに違反した場合はペナルティの対象となる。

第 25 条危険回避の義務

①全てのドライバーは、危険回避義務があることを十分に理解しなければならない。

②ドライバー自身によって、再スタートならびに車両移動ができないと判断された場合、オフィシャルの手に

よって安全な場所に車両を移動する場合がある。（オフィシャルの手をかりた者はレース復帰出来ない。）

第 26 条その他競技に関する一般事項

①公式練習、タイムアタックおよびレース中(フォーメーションラップを含む)、スピン等で車両が停止した

場合は、他を妨害することなく、後続車両通過後、またはコース委員の指示があり、自力で再発進できる場合のみレースに復帰できるものとする。但し、カートから降車することは認められない。復帰するための最小限の方向転換は認められる。

②クラッチつきの車両について、リアタイヤが地面に設置した状態(リアタイヤが常に地面に接触した状態

)でのみエンジンの始動・作動が認められる。

③ドライバーは工具等を携帯して、走行することができない。

④レース中、ドライバー以外がコースに入ることは一切禁止する。(オフィシャルは除く)

⑤ピットクルーの違反行為に関しては、ドライバーにペナルティを与える。

⑥その他の事に関しては、審査委員会によって決定とする。

第 27 条抗議

競技に関する一切の抗議は認めない。

第 5 章その他の一般事項

第 28 条広告

- ①ナンバープレートに広告を表示することは認めない
- ②広告については車両検査までに取り付けるものとする
- ③主催者は次のものに対し抹消する権限を有しかつドライバーはこれを否定することはできない。
 - a)公序良俗に反するもの
 - b)政治、宗教に関連したもの
 - c)本大会と関係するスポンサーと競合するもの

第 29 条主催者の権限

- 主催者は次の権限を有するものとする
- ①参加申込の受付に際して、その理由を示すことなくエントラント、ドライバー、メカニックを選択あるいは否定することができる。
 - ②大会スポンサーの広告を参加車両に張付させることができる
 - ③全ての参加者、ドライバー、ピット要員の肖像権及びその参加車両の音声、写真、映像など報道、放送、出版に関する権限を有し、この権利を第三者が使用する事を許可することができる。

禁止項目

- ①パドック内にて火気（暖房器およびタバコ等）使用は厳禁とする。（喫煙は指定場所でお願いします。）
- ②コース内での飲酒した者は、退場を命ずる。（飲酒した者の入場禁止）

第 6 章成績および賞典に関する事項

第 30 条成績決定および賞典

- ①決勝ヒートの順位によって決定する
- ②正賞：各クラス位
副賞：各クラス位（参加台数により変更する場合がある）

年間シリーズ

- 1 各クラスにおいて年間シリーズポイントが与えられる。（同ポイントの場合、1位獲得、最終戦順位にて行う）
- 2 6 戰中全戦を有効ポイントとし、5 戰開催でシリーズ成立とする。
- 3 シリーズランキングの優勝者に正賞が与えられる。

ポイント

本大会のドライバーに与えられる得点は次の得点基準を適用する
得点は決勝レースの完走者のみにあたえられ不完全走者、失格者および不出走者には与えられない。

得点表

- 1 位・・・20 点
- 2 位・・・15 点

3位 ···· 12点
4位 ···· 10点
5位 ···· 8点
6位 ···· 5点
7位 ···· 4点
8位 ···· 3点
9位 ···· 2点
10位 ···· 1点